

山口市シェアサイクル事業運営業務に係るプロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、本市と協働しながら山口市シェアサイクル事業の運営業務を担う事業者（以下「運営事業者」という。）の選定にあたり、山口市シェアサイクル事業運営業務に関するプロポーザル実施取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づき、誰もが利用しやすくより利便性の高いサービスを実現し、安定的かつ持続可能な運営体制を構築することを目的に、優れた企画提案や価格等を総合的に判断できる公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により運営事業者を特定するために必要な事項を定める。

2. 事業概要

(1) 事業の名称

山口市シェアサイクル事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業主体

本市を「実施主体」、運営事業者を「運営主体」と位置づけ、運営事業者は市と協働しながら本事業の運営業務を行う。

(3) 業務内容

別紙「山口市シェアサイクル事業運営業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 協定期間

本市と運営事業者は、協定締結の日から令和13年3月31日まで、本事業の運営に係る協定を締結する。なお、令和13年4月1日以降については、本事業の実施状況に応じて令和12年3月31日までに、本市と運営事業者とが協定期間に関する協議を行い、更新することができるものとする。

(5) 負担金上限額

金 36,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限額として、本事業の運営に伴う必要経費、利用料金等の収入を勘案して、協定期間中必要となる費用のうち、山口市の負担する事業負担金（以下「負担金」という。）を提案すること。なお、負担金は、提出された事業計画等に基づいて、協定書で定める額とし、令和8年度中に全額支払うものとする。

3. プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 法人格を有する団体であること。

(2) 仕様書に記載した業務を効果的かつ安定的に実施できること。

(3) 日本国内においてシェアサイクル事業を行っている実績を有していること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第1号から第3号の規定に該当しないこと。
- (5) プロポーザル参加意向申出書の提出期限（令和8年5月19日）から協定締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続きの申立てをした者でないこと。ただし、更生手続き開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者を除く。
- (7) 山口市税、法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 宗教活動、政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (9) 山口市暴力団排除条例(平成23年12月22日条例第33号)第2条に定める暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (10) 複数の事業者による共同での提案（以下「共同事業体」という。）は可能であるが、いずれも上記（1）～（9）の要件を満たすこと。ただし、（3）については共同事業体の構成員のうち1者が満たしていれば良い。
- (11) 次に該当する者は、上記の要件を満たしていても、本プロポーザルの提案者及び共同事業体の構成員となることはできない。
 - ア 取扱要領に基づき設置する評価委員会（以下「評価委員会」という。）の委員
 - イ 前号の委員が自ら主宰し、又は役員、顧問として実質的に関係する組織（研究室等も含む。）

4. スケジュール

実施要領等の公表	令和8年4月22日（水）
参加意向申出書の受付期間	令和8年4月22日（水）～5月19日（火）午後5時まで
参加意向申出書に係る質問の受付期間	令和8年4月22日（水）～5月8日（金）午後5時まで
上記質問への回答期限	令和8年5月12日（火）まで
参加資格確認結果の通知及び企画提案書等の提出要請	令和8年5月22日（金）まで
企画提案書の受付期間	令和8年5月22日（金）～6月23日（火）午後5時まで
企画提案書に係る質問の受付期間	令和8年4月22日（水）～6月2日（火）午後5時まで
上記質問への回答期限	令和8年6月5日（金）まで
プレゼンテーション（予定）	令和8年7月2日（木）、予備日3日（金）
審査結果の通知（予定）	令和8年7月中旬

5. 質問及びそれに対する回答

質問がある場合は、下記のとおり提出すること。

(1) 質問の提出方法

- ア 提出様式 質問書（様式第1号）
- イ 提出方法 電子メール（提出期限内必着）E-mail:kotsu@city.yamaguchi.lg.jp
- ウ 提出先 山口市都市整備部交通政策課
- エ 提出期限

① 参加意向申出書に係る質問の受付期間

令和8年4月22日（水）～5月8日（金）午後5時まで

② 企画提案書に係る質問の受付期間

令和8年4月22日（水）～6月2日（火）午後5時まで

※件名は「山口市シェアサイクル事業運営業務に係る質問書」とすること。

※電話・口頭・FAX等での質問は一切受け付けない。

(2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、質問者名を伏せ集約したものを、以下の期限までに本市公式ウェブサイト内で公表する。ただし、簡易な質問等については、本市公式ウェブサイト内で公表せず、電話等により個別に回答する場合がある。

また、質問の内容により、運営事業者選定の公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

① 参加意向申出書に係る質問への回答期限 令和8年5月12日（火）まで

② 企画提案書に係る質問への回答期限 令和8年6月5日（金）まで

6. プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を申し込む者（以下「参加申込者」という。）は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	様式等	備考
ア プロポーザル参加意向申出書	様式第2号	・共同事業体については代表者が提出すること。
イ 共同事業体構成書	様式第3号	・共同事業体のみ提出すること。
ウ 日本国内におけるシェアサイクル事業の実績がわかる資料	任意様式	・パンフレット、ウェブサイトの写し等で可
エ 商業登記事項証明書		・3か月以内に発行されたものを提出すること。 ・共同事業体については、全ての構成員が提出すること。

オ 納税証明書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税：法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明 ・ 市税：山口市に納税義務がある場合は、山口市に滞納の無いことの証明 ・ 共同事業体については、全ての構成員が提出すること。
カ 誓約書	様式第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同事業体については、全ての構成員が提出すること。

(2) 書類作成上の留意事項

提出書類一式を上記(1)ア～カの順に並べ提出すること。

(3) 提出方法

持参または郵送。なお、郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

(4) 提出期限

令和8年5月19日(火)午後5時まで

※持参による場合の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

※郵送による場合の受付は、提出期限内必着とする。郵便事故等については参加申込者のリスク負担とする。

(5) 提出先

「13. 問合せ先」と同じ。

7. 企画提案書等の提出要請

- (1) プロポーザル参加意向申出書提出者(以下「意向申出者」という。)について、実施要領3に規定する参加資格の確認を行い、その結果を、令和8年5月22日(金)までに意向申出者に通知する。
- (2) 参加資格確認の結果、参加資格を有すると認められた者に対しては、企画提案書等の提出の要請を行うとともに、プレゼンテーションの日時等について通知する。
- (3) 参加資格確認の結果、参加要件を満たさなかった者に対しては、その旨及びその理由を書面により通知する。

8. 企画提案書の提出

参加資格確認の結果、参加資格を有すると認められた者は以下のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	様式等	備考
企画提案書提出届	様式第5号	・共同事業体については代表者が提出すること。
企画提案書	任意様式 ※オは様式第6号を使用すること	・仕様書の内容を十分に踏まえ、以下事項について記載すること。
<p>ア 運営方針</p> <p>本市の現状や課題、仕様書に記載した業務の目的を踏まえ、本市で展開するシェアサイクル事業における基本的な方向性・考え方について記載すること。</p> <p>イ 企画提案</p> <p>「誰もが利用しやすくより利便性の高いシェアサイクルサービスの実現」をテーマとし、具体的な企画提案と実施の手法について記載すること。なお、その中で、仕様書に記載した以下の項目をそれぞれ取り入れること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 利用方法とシステム、自転車・サイクルポートの仕様と維持管理 ② 利用料金 ③ 自転車の偏在対策 ④ 公共交通との連携 ⑤ 利用促進 ⑥ その他仕様書に記載していない独自の取組があれば記載すること。 <p>※各項目についての説明順序は問わないが、どの項目について説明しているか評価委員会の各委員が分かるようにすること。</p> <p>ウ 事業計画</p> <p>次に掲げる事項について、それぞれ記載すること</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務の実施体制（組織の人員配置、問い合わせ対応等） ② 自転車のメンテナンス等を市内事業者と連携して実施する場合はその内容 ③ 事業開始から終了までのサイクルポートと自転車の配置計画 ※単年度の計画および複数年度の計画を記載すること。 ④ 事業開始以降の収支見込 ※事業開始後、単年度で黒字が見込めるようになる年度があればその時点の収支と、事業終了時点の収支見込を記載すること。 		

※収支見込にあたり、実証事業における利用実績データ（各ポート間の利用状況、利用日、利用時間等/Excel）が必要な場合は、メールにてその旨申し出ること。

⑤ 事業開始までのスケジュール案

エ 事業終了後の展望・ビジョン

※令和13年4月以降の本事業の展開、将来像について記載すること。

オ 事業負担金額提案書（様式第6号を使用して作成すること）

(2) 書類作成上の留意事項

企画提案書を提出する者（以下「提案者」という。）は以下の点に留意して企画提案書を作成すること。

ア 提出する企画提案書は1者につき1件とする。なお、共同事業体については1者とみなす。

イ 企画提案書提出届と企画提案書一式（上記（1）ア～オの順番に並べてフラットファイルに綴じ）を8部（正本1部、副本7部）提出すること。また、正本の電子データ（CD-R 又は DVD-R）も1部を提出すること。

ウ できる限り具体的に提案し、提案内容は簡易な文章を用い、専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現となるよう留意すること。図や表などを用いて、事業の内容や事業展開を分かりやすく記載すること。

エ 文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りでない。

オ A4版、両面印刷、左綴じを原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

(3) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。

(4) 提出期限

令和8年6月23日（火）午後5時まで

※持参による場合の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

※郵送による場合の受付は、提出期限内必着とする。郵便事故等については提案者のリスク負担とする。

(5) 提出先

「13. 問合せ先」と同じ。

9. 運営事業者の特定

(1) 運営事業者の特定方法

企画提案書等及び企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、評価委員会において審議し、提案者のうち最も高い評価点数を得た者を運営事業者として特定する。ただし、最も高い評価点数が、発注者の求める最低水準（得点総計の6割）に達していない場合は、この限りではない。

また、最も高い評価点数を獲得した提案者が複数となった場合は、評価委員会の各委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から、多数決により選定する。

(2) 評価基準

別紙『「山口市シェアサイクル事業運営業務」に係る企画提案書評価基準』に基づき、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を踏まえ評価を行う。

(3) プレゼンテーションの実施

ア 実施日時 令和8年7月2日（木）、予備日3日（金）

イ 場 所 山口市役所内会議室（山口市亀山町2番1号）

※日時・場所については、提案者等により変更する場合もあるため、提案者毎に別途通知する。

ウ 実施時間 40分以内（提案説明30分以内、質疑応答10分以内）

エ 出席者 3名以内

オ その他 プレゼンテーションの順番は企画提案書等の提出順とする。モニター及びHDMIケーブルについては、山口市において用意する。なお、接続するパソコン等については、提案者が用意し、提案者自身で操作すること。

カ プレゼンテーションは企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

(4) 審査結果の通知

取扱要領に基づき設置する審査委員会において、評価が適正に行われたことを確認し、評価委員会が第1位として決定した者を運営事業者として特定し、提案者全てに結果通知書により通知するほか、本市公式ウェブサイトで公表する。

10. 協定の締結

(1) 「9. 運営事業者の特定」で特定した運営事業者と協議し、協定手続きを進めるものとする。なお、提案内容については、本事業の運営においてそのまま実施されるものではなく、改めて協議し決定するものとする。

(2) 運営事業者が、協定の締結までに以下の事由に該当した場合、また、協定の締結を辞退した場合には、本市はその特定を取り消し、協定を締結しないことができるものとする。その場合、評価点数が次点の者と順次交渉するものとする。

- ア 運営事業者が参加資格を満たさないことが判明した場合
 - イ 「11. 失格事項」に該当した場合
 - ウ 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき。
 - エ 財務状況の悪化等により、事業の履行に支障が生じると判断されるとき。
 - オ 社会的信用の著しい損失等により、運営事業者として適切ではないと判断されるとき。
 - カ その他、市長により、協定の締結が適当でないと判断されるとき。。
- (3) 協定締結後、運営事業者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合には、市は協定を解除できるものとする。
- (4) (3) の場合、本市に生じた損害は運営事業者が賠償するものとする。

11. 失格事項

- (1) 本実施要領に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 特定結果に影響を与えるような不正な行為を行った場合
- (5) その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

12. その他留意事項

- (1) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者は、プロポーザル参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (6) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

13. 問合せ先

山口市都市整備部交通政策課

住 所：〒753-8650 山口市亀山町2番1号（山口市役所本庁舎3階）

電話番号：083-934-2729

E-mail：kotsu@city.yamaguchi.lg.jp